

「米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」案の概要について

1 改正理由及び背景

「地域密着型通所介護の事業に関する基準を定めるための指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、平成28年4月1日から施行されます。

改正の内容は、「介護保険サービスの利用定員が18人以下の小規模の通所介護事業所」及び「利用定員9人以下の療養通所介護」について、少人数で生活圏に密着したサービスであること、地域との連携や運営の透明性が必要であること、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る上で整合性をもってサービス基盤の整備をする必要があることから、市が指定・監督する地域密着型サービスと位置づけをするものです。

このため、本市においては、「米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の一部を改正し、地域密着型通所介護の事業に関する基準を定めるための整備を行うものです。

小規模の通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行する時期は、平成28年4月とされていますが、市における運営基準等を定める条例については、1年間の経過措置が設けられ、平成29年3月31日までに制定施行すればよいこととされており、本市においては、平成28年6月議会に上程するための準備を進めています。

2 条例制定のルール

条例制定の基準

現行の厚生労働省令に規定する全ての基準は、法令上、その内容によって、以下の3つに分けられ、各基準で許容される範囲内で条例を制定しなければならないものとされています。

区分	条例の定め方	内容
① 従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	「職員配置」、「居室面積等」、「人権」に直結する運営基準等（守秘義務等）

② 標準とされる基準	法令の「標準」を通常よるべき基準として、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの	「利用定員」、「施設規模」
③ 参酌すべき基準	地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの	上記以外の設備及び運営に関連するもの。「構造設備」、「非常災害対策」、「衛生管理」、「管理者の責務」等

3 改正する条例

改正する条例	サービス種別	省令
指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準条例	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
	夜間対応型訪問介護	
	地域密着型通所介護（追加）	
	認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護	
	認知症対応型共同生活介護	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
看護小規模多機能型居宅介護		

4 改正案の考え方

今回の条例の改正に当たっては、米子市の実情に国の基準を上回る内容又は異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないので、原則として、国の基準に基づいて米子市の条例を改正します。

ただし、

○自己点検のほか、定期的に第三者による評価を受けて、その結果を公表するよ

う努めるものとすること、
 ○介護給付費の返還請求権が地方自治法の規定により5年間と定められていることを受けて、指定地域密着型通所介護の提供に関する記録を5年間保存しなければならないこと、
 の2点の内容を盛り込み、地域密着型サービスのさらなる質の向上に努めたいと考えます。

5 対照表（米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）
 基準厚生労働省令と対照して変更する箇所の対照表です。変更部分に下線をしています。

現行基準厚生労働省令	条例案
<p>（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針） 第25条 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針） 第7条 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質について点検を行い、その結果を利用者等に提供するとともに、常にその提供する指定地域密着型の質の改善を図らなければならない。</p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、その提供する指定地域密着型通所介護の質について、定期的に第三者による評価を受け、当該評価の結果を公表するよう努めなければならない。</u></p>

現行基準厚生労働省令	条例案
<p>（記録の整備） 第36条 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>（1）～（6） 省略</p>	<p>（記録の整備） 第17条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>（1）～（6） 省略</p>

現行基準厚生労働省令	条例案
<p>(記録の整備)</p> <p>第40条の15 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>2年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第34条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定療養型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p>